

介護ステーションふわり
通所介護事業（通所型サービス基準緩和事業）運営規程

第1条（事業の目的）

有限会社アフターメディカルが設置する介護ステーションふわり（以下「事業所」という。）において実施する通所介護事業（通所型サービス基準緩和事業）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）の利用者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

通所介護の提供にあたっては、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

通所型サービス基準緩和の提供にあたっては、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 通所介護（通所型サービス基準緩和）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うと共に、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
- 6 前項のほか、通所介護においては、「寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成30年寝屋川市条例第55号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

通所型サービス基準緩和においては、寝屋川市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第3条（事業の運営）

事業の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

第4条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護ステーションふわり
- (2) 所在地 寝屋川市池田三丁目4番7号

第5条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤、生活相談員と兼務）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 通所介護・通所型サービス（基準緩和）

生活相談員 1名以上（うち1名は常勤で管理者と兼務）

介護職員 2名以上（常勤・非常勤問わず）

機能訓練指導員 1名以上（常勤・非常勤問わず、看護職員と兼務）

看護職員 1名以上（常勤・非常勤問わず、機能訓練指導員と兼務）

通所介護、通所型サービス基準緩和従業者は、事業の業務に当たる。生活相談員は、事業所に対する事業の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護、通所型サービス基準緩和に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画（通所型サービス（基準緩和）計画書）の作成等を行う。機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

第6条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日は月曜日から土曜日までとする。

ただし、GW・お盆・お正月（別紙記載の通り）を除く。

- (1) 営業時間 8時30分から17時30分
- (2) サービス提供時間 9時30分から15時35分（6時間以上7時間未満）

第7条（事業の利用定員）

事業所の利用定員は、通所介護は1日22名とする。通所型サービス基準緩和は1日1名とする。

第8条（事業の内容）

事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- ① 生活指導（相談・援助等）
- ② 健康チェック
- ③ 機能訓練
- ④ 送迎
- ⑤ 食事提供
- ⑥ おやつサービス
- ⑦ 入浴
- ⑧ レクリエーション

第9条（利用料等）

通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割、3割の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領サービス以外の利用料については、定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）によるものとする。

- 2 通所型サービス基準緩和を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割、3割の支払いを受けるものとする。
なお、法定代理受領サービス以外の利用料については、寝屋川市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定める内容を遵守するものとする。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業の送迎を行った場合は、片道500円（税込）を徴収する。
- 4 食事代として、通常食680円（税込）、ミキサー食及びソフト食730円（税込）を徴収する。
- 5 その他、事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 6 前項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 7 事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 8 費用を変更する場合には、あらかじめ、前7項の様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 9 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第 10 条（通常の事業の実施地域）

通常の通所介護の実施地域は、寝屋川市、守口市、門真市の区域とする。

通常の通所型サービス基準緩和の実施地域は寝屋川市の区域とする。

第 11 条（衛生管理等）

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

第 12 条（サービス利用に当たっての留意事項）

利用者は事業の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

第 13 条（緊急時等における対応方法）

事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第 14 条（非常災害対策）

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 1 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第 15 条（苦情処理）

事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 本事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 本事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第16条（個人情報の保護）

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとする。

第17条（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- （2）虐待防止のための指針の整備すること
- （3）虐待を防止するための定期的な研修の実施をすること
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置すること

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第18条（その他運営に関する留意事項）

事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- （1）採用時研修 採用後3ヶ月以内
- （2）継続研修 年1回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、事業に関する記録を整備し、サービス提供が完結した日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社アフターメディカルと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成２８年１１月１日から施行する。

この規定は、平成２９年１０月１日から施行する。

この規定は、平成３０年４月１日から施行する。

この規定は、平成３０年８月１日から施行する。

この規定は、令和元年１１月５日から施行する。

この規定は、令和２年５月１日から施行する。

この規定は、令和４年６月１日から施行する。

この規定は、令和６年１月１日から施行する。